

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成26年度第4回) 議事要旨

第1 日時

平成27年3月2日(月) 午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 秋吉淳一郎(委員長)・官澤里美・坂田 宏・白濱清貴・野家啓一

(庶務) 浅井仙台高裁総務課長・熊谷仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 竹内仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 2 平成27年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 3 次回等の予定について

第5 議事

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
庶務から、次の各期日の審議結果の概要が報告された。
 - (1) 平成26年12月5日
 - (2) 平成27年2月20日
- 2 平成27年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について
 - (1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果、平成27年2月24日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知（以下「委員長通知」という。）に従って、別紙1の依頼文書により、対応する検察庁及び弁護士会に対して、情報収集の受付期限を平成27年5月13日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

(2) 弁護士会に対する書簡について

委員長通知に基づく情報の提供方法に関する弁護士会あての書簡については、審議の結果、別紙2のとおりとすることです承された。

(3) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

3 その他

委員から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会からの情報収集結果の還元等の在り方について次のような意見が出された。

- 提供すべき情報は「指名候補者の指名の適否に関する情報」とされているが、部下から何を書いたらいいのかと質問されることがあり、情報提供を求められる側では具体的にどのような情報を提供すべきか悩んでいる。審議を行う上で有益だった情報提供等について、下級裁判所指名諮問委員会から何らかの形で例示してもらうことで、情報提供がしやすくなるのではないかという感想を持っている。事実を提供する場合は根拠を書きなさいと言われるのか、ある程度風評的なものであってもいいのかという点がはっきりしないために、情報提供を躊躇することがあるのではないか。
- 情報提供を求められる側でどのような情報を提供するかを考えていく上では、指名不相当とされた理由についても、ある程度具体的な内容を聞きたいところである。
- △ 下級裁判所指名諮問委員会としては、指名候補者に関する生の情報が欲し

いというところではないか。あまり定型化させてしまうと欲しい情報が集まらないということも考えられる。

- 指名候補者の適否の判断のシステムは、裁判所内部の人事評価がベースとなっていて行われるもので、地域委員会に求められているのは、それを補完する情報を、検察庁、弁護士会に依頼して収集するというものである。提供された情報の真偽自体は問われておらず、提供を受けた指名諮問委員会や任用先である裁判所がその情報を踏まえて最終的にどう考えるかという性質のものであり、あくまで間接的な資料の一つと言えるのではないか。場合によっては、情報を作り出して特定の指名候補者を指名不適当との判断に導くことも可能と思われるが、地域委員会に対しては、どのような情報であっても、いわば状況資料として集めることが求められているように感じる。
- 提供すべき情報を具体的に挙げると誘導するような形になってあまり良くないのではないか。訴訟指揮等に問題があったときに事実関係だけを情報として提供してもらい、その判断は別にするということになるのではないかと考えている。サンプル化すると定型化した情報しか上がってこなくなるのではないか。ただ、他の委員が述べられたように、再任が認められなかった大まかな理由について示してもらえれば、情報を提供する際の参考にはなるのではないかと感じている。

第6 次回等の予定について

6月3日（水）午後1時30分

(別紙1)

平成27年3月●●日

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 秋 吉 淳一郎

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成27年10月から平成28年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成27年5月13日（水）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成27年6月3日（水）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

(別紙2)

平成27年3月●●日

弁護士会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 秋 吉 淳一郎

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴弁護士会に対し、裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが、この情報受付の周知依頼に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」との連絡を受けております。この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。

敬 具